

## リース事業に係る税務の取扱いについて

### 1. 所得税・法人税法上の取扱い

リース期間終了後に借受者の方に譲渡する条件のリース契約（所有権移転リース取引の「譲渡条件付きリース」）は、所得税・法人税法上は「売買」として扱うことになっており、当機構リース事業のリース物件はこれに該当します。

このため、借受者の方の税務処理は、貸付開始した日の属する年にリース物件を購入したこととなり、自らの固定資産（償却資産）として計上します。

費用として減価償却費を計上することになり、それ以降にリース料として当機構に支払う金額は割賦販売の代金の支払とみなされるので、その残高（リース料の未払金）は「負債」となります。

### 2. 補助付きリース物件の補助金

- (1) 借受者の方は補助金を直接受け取っていないので実感が困難ですが、当機構がリース物件を購入するに当たっては、借受者の方の「自己負担分（これからリース料等として支払っていただく部分）」と「補助金分」を併せ、借受者の方に代わってリース物件の販売業者等に支払っています。

したがって、補助付きリース物件を導入するに当たっては、税法上は、借受者の方がこの補助金を受けたものとして取り扱うこととなります。

- (2) 補助付きリース物件の補助金は、独立行政法人農畜産業振興機構の畜産振興資金から交付されるため、収入金額不算入（圧縮記帳）が適用されます。

これにより、補助付きリース物件の資産計上（簿価）に当たっては、補助金を除いた額（自己負担分）で計上することができます。

圧縮記帳を行う際の経理処理の例としては、借方に補助金額の「圧縮損」を計上することが一般的です。

### 3. 消費税の取扱い

- (1) 借受者の方が消費税納税義務者で簡易課税を選択していない場合（以下「本則課税」という。）の消費税納付額の計算においては、税法上、補助金分を含む全体の価額を「課税仕入」として、このリース物件に係る消費税相当額を仕入税額控除し、借受者の方が納税すべき消費税額の計算を行います。

このうち、自己負担分に係る消費税は、貸付期間中に基本貸付料に係る消費税として機構に支払うもので、税制上は借受者の方が一括して最初の年に仕入税額控除することになっています。

- (2) このうち補助金相当部分に対する消費税は、借受者の方が実際に支出しているものではなく将来的に借受者の方が負担することもないため、この分の仕入税額控除の利益は当機構に帰属します。

ただ、税制上は、借受者の方がその年の納付すべき消費税額の計算の際にリース物件の全体価額に係る消費税を仕入税額控除することとなるので、補助金に係る消費税相当額が借受者の

方側に保留されることとなります。この部分については、いわば「補助金の過払い」になってしまいます。

- (3) このため、当機構は農林水産省や会計検査院等の指導に基づき、補助付きリース事業の実施要領において、本来当機構に帰属すべきこの補助金に係る消費税相当額を当機構に返還していただくように定めています。

返還していただいた補助金に係る消費税相当額は、農畜産業振興機構に返還し、新たな畜産振興事業等に充てられることになっています。このことは、補助付きリースを受けられる本則課税の方の義務として、要領上定められています。

したがって、消費税納税義務者で本則課税の方は、この返還に対応するため、補助付きリース物件に係る消費税の申告に当たっては、必ず、自己負担部分だけでなく補助金部分を含めた「全体の価額」を課税仕入額として計算することが必要になります。

- (4) 上記の返還義務は、本則課税を適用される借受者の方が消費税の申告に当たり、仮に自己負担部分についてのみ課税仕入れとして計算し、補助金を除いて処理した場合であっても発生します。この場合は、(3)の返還金が実質的に自己負担になってしまいますので、ご注意下さい。

#### (5) 補助金に係る消費税相当額の返還

平成25年4月1日以降に貸付契約を締結した補助付きリース事業にあつては、本則課税の借受者の補助金消費税相当額の機構への返還、又は簡易課税制度選択者及び免税事業者の返還免除手続きは、実施要領に基づき、次のような手順により行います。

- ① 機構は、リース物件の貸付を受けた借受者（個人、法人）全員に対し、貸付決定の際に補助金消費税相当額を明示した「貸付契約書」に追加して「消費税等課税に関する申立書」（以下「申立書」という。）を送付します。
- ② 課税事業者で簡易課税制度を選択している者、又は免税事業者は、リース物件そのものの仕入税額控除を受ける権利を有しないため、返還が免除されます。

当該借受者は、検収の日までに申立書に証明資料（写しで可）を添え、検収実施者を經由して機構に提出します。

申立書に添える証明資料は、免税事業者は貸付を受けた年の前々年の「（個人の場合は）所得税青色申告書」、「（法人の場合は）法人税確定申告書」で、この証明資料は、補助事業実施要綱に基づき振興機構に提出する免税事業者の証明書類としても使用します。

簡易課税制度選択者（個人、法人）は、税務署に提出した消費税簡易課税制度選択届出。

本則課税の借受者は、この申立書の提出は必要ありません。

- ③ 本則課税の借受者は、当該リース物件の第1回貸付料等の納付の際に、補助金消費税相当額を併せて納付していただきます。
- ④ 借受者が課税事業者（本則課税適用者又は簡易課税制度選択者）の場合、補助事業実施要綱に基づき、貸付開始の年（度）の消費税確定申告書の写しを振興機構に提出することとなっていますので、確定申告後速やかに機構に提出していただきます。

ア. 本則課税適用者＝税務署の收受印等のある消費税確定申告書（一般用）

イ. 簡易課税制度選択者＝税務署の收受印等のある消費税確定申告書（簡易課税用）